

板橋区長 坂本 健 様

2016年7月19日
日本共産党板橋区議会議員団
同 板橋地区委員会

2016年度補正予算に対する緊急要望 および2017年度予算に対する重点要望

2016年度補正予算に対する緊急要望、及び2017年度予算に対する重点要望をまとめましたので、本日にここに提出いたします。

日本経済は上向きつつあるとされているものの、区民の暮らし向きは一向に改善される兆しが見えません。今年度の国民健康保険料の通知が届き、問い合わせが殺到しました。件数は、昨年より1000件以上も増えています。その内容は、ほとんどが『高すぎて払えない』『間違いではないのか』など、収入が増えない中で暮らしを圧迫していることを表しています。消費税8%増税の影響に加え、社会保障制度の改正などにより、介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料も負担が増大し、実質賃金も5年連続でマイナスという状況です。

区に求められているのは、こうした区民の暮らしに寄り添う姿勢です。

一方で、区は、区財政の先行きは不透明とし、引き続き緊縮財政を進め、基金への積み立ても行うという方針です。また、区有地を含む開発事業も進める計画です。区有地の活用は、保育園待機児童対策や特養ホーム、障害者利用施設等、区民が必要とする施設整備を最優先にする姿勢に改めるべきです。

この度の要望は、区内の各団体や個人の方々から寄せられたものをまとめたものです。要望の一つ一つを真摯に受け止めていただき、その実現を強く求めるものです。

2016 年度補正予算に対する緊急要望

○子どもの貧困に関する実態調査について

- ・ 中学校の部活動にかかる費用や入学や進級にかかる費用など、経済的負担について実態が反映されるよう、具体的な内容とすること。

○安心の保育を

- ・ 認可保育園の新設増設計画を抜本的に見直し、重点地域だけでなく、区内全域で増やすこと。
 - * 一次審査で不承諾になった児童数を前提にし、1300 名分の定員を拡大すること。
 - ・ 100 名規模の認可保育園であれば 13 カ所以上
 - ・ 加えて、不足する 0~2 歳児の受け入れ先として、小規模保育所を 24 カ所以上
- ・ 現在建て替えを行っている私立園の内、仮園舎を引き続き認可園として使用できる施設がある。当該施設の認可を行うこと。
- ・ 区立保育園の新設、分園などによる増設を図ること。
- ・ 保育施設誘致のため、区が民有地の借り上げを行うこと。また、区の空き施設を活用すること。
- ・ 再開発や再整備が予定されている用地を含む、区有地を活用すること。
- ・ 区として保育士の処遇を改善すること。また、保育士確保のため、保育士の児童を優先的に保育すること。
- ・ 認可外保育施設の情報を把握すること。また、一時保育・定期利用保育を増やすこと。これら施設利用の保育料の負担をさらに軽減すること。
- ・ ベビーシッター等を利用する場合の利用料の負担軽減を図ること。
- ・ 自宅での給食調理が困難な家庭福祉員に対し、給食提供が可能となるよう支援すること。
- ・ 認可保育園を継続利用している保護者が、申告時と異なる就労時間で勤務している場合、入所に係る点数が変更となる。このうち、点数が下がる保護者に対し、就労時間を増やすか退園するかを選択を迫る対応を行っている。短時間であっても、勤務していることに変わりはなく、退園となった場合、他の保育施設への入所も約束されているものではない。児童の福祉優先の立場を貫き、一律的に退園を迫る対応を改めること。

○子どもたちのための児童館に

- ・ 乳幼児が使用できるよう、一部のトイレや手洗い場を改修すること。
- ・ 小学生が参加できるプログラムを実施すること。

- ・児童館に関する利用状況実態調査を実施すること。

○教育の充実を

- ・板橋第九小学校の廃校はやめること。
- ・年度中に病欠等により教員に欠員が発生した場合には、速やかに代替教員を配置すること。
- ・中央図書館を平和公園に新設する計画については、今年実施される公園利用者アンケートや環境調査の結果を踏まえ、再検討すること。

○障害児者支援

- ・障害者差別解消法に基づき、区が行っている事業を総点検し、着実な執行を行うこと。
- ・高等部卒後問題を解消するため、福祉園の新設計画を年度内に策定し、早期の開設を図ること。
- ・今年度設置された『基幹相談支援事業所』は、常勤1名、非常勤1名しか配置がなく、事業内容に対する人員不足は明らかである。人員配置の増員を求める。

○高齢者支援

- ・ふれあい館及びいこいの家に関する利用の実態調査を行うこと。
- ・2015年8月以降、利用料が2割負担になった方が、必要な介護を減らすことのないよう、独自の軽減策を講じること。

○公共施設整備は区民とともに

- ・板橋福祉事務所をグリーンホールに移転する計画について、見直しを求める。
- ・男女平等推進センター専用の保育室付き会議室を確保すること。
- ・東板橋体育館の冷房が効いていない。調査し改善すること。
- ・子どもの池を存続し、運営に対する委託費を増額すること。
- ・区民集会所の廃止を撤回し、地域住民との協議を行うこと。

○防災対策の強化を

- ・熊本地震の教訓から、各避難所の総点検を行うこと。
- ・家具転倒防止器具設置助成を上限2万円に引き上げること。
- ・ゲリラ豪雨で被害が続いている地域への緊急対策を講じること。

○地域経済活性化・中小企業支援

- ・区内全ての金融機関に対し、特別小口保険の100%融資保証をこれまで通り実施するよう、徹底する

こと。

- ・景気回復の兆しが依然として見られません。区内事業者支援のための緊急融資を実施すること。
- ・区施設において、小規模事業者登録制度の一層の活用を図るため、制度の見直しと庁内および指定管理施設に対し改めて制度の周知を徹底すること。

○その他

- ・私道補修助成事業について、申請件数が予定を上回った場合であっても、可能な限り対応すること。
- ・駅前自転車駐輪場の壊れたラックを年度内に修理し、使えるようにすること。
- ・国民健康保険料の滞納世帯に対する差し押さえはやめること。また、いかなる状況においても、納税者の権利を守る丁寧な対応を求める。
- ・区有地活用のあり方は、開発優先でなく、区民・住民の意見を最大限に生かすこと。
- ・羽田空港の機能強化に伴う増便の影響について、情報収集を行うこと。

以上

2017 年度予算に対する重点要望

1、区民本位の行財政運営を

- ・子どもの貧困対策について、全庁をあげて取り組むこと。
- ・手数料・使用料の値上げは行わないこと。
- ・公共施設のあり方については統廃合ありきの計画を撤回し、区民参加で再検討すること。
- ・子どもの池を廃止しないこと。
- ・グリーンホールは区民への貸し出し施設として、本来の役割を果たすこと。
- ・板橋福祉事務所のグリーンホールへの移転は仮移転とし、ふさわしい場所に新設すること。
- ・男女平等推進センターの移転は仮移転とし、相談機能と一体となるよう、本移転の計画を検討すること。
- ・戸籍住民課の窓口業務を直営に戻すこと。
- ・更なる窓口業務委託の拡大をしないこと。
- ・恒常的超過勤務の解消、不払い残業の根絶、長時間労働を解消すること。業務量にふさわしい職員配置を行うこと。
- ・土木事務所の退職者不補充をやめ、必要な職員を増員すること。また、土木事務所は直営とし、委託は行わないこと。
- ・学校・保育園の用務、調理の委託はやめること。
- ・臨時や非常勤が常態化している職場は、臨時職員は非常勤に、非常勤職員は正規化すること。
- ・ホテル生態環境館で行われていた、ホテルの外部からの「持ち込み」等の不正事件の全容を区民に明らかにすること。そのための第三者委員会を設置すること。
- ・民間委託、指定管理施設における危機管理マニュアルのガイドラインを作成し、水準を引き上げること。また、定期的な点検と必要な指導を継続して行うこと。
- ・男性職員の育休取得率30%への引き上げのための具体的な対策を講ずること。
- ・女性管理職の登用の目標を設定し、その実現のための取り組みを具体化すること。
- ・公契約にかかわる賃金、労働条件の基準を、区として確立し、官製ワーキングプアを生まない対策を行うこと。
- ・建設業の『担い手三法』改正をうけて、入札・発注制度の改善を図ること。

- ・低入札価格調査の基準額と最低制限価格を引き上げること。また、入札制度について、総合評価方式の導入を検討すること。
- ・小規模事業者登録制度の活用を促進するため、事務量の軽減等、改善を図ること。また、ガイドブックを作成し、指定管理施設を含むすべての区施設に周知すること。
- ・区政に10代・20代の若者の意向調査アンケートを実施し、生活実態や区政の要望を掴むこと。

2、区民の福祉向上を

○生活保護・生活困窮

- ・生活保護受給世帯で住宅扶助基準が下がる世帯に対して、転居指導など、一律的な対応はせず、これまでの基準の必要性を十分把握し、対応すること。
- ・生活保護の老齢加算廃止の影響を緩和するため、区として法外援護事業を行うこと。
- ・生活保護世帯に対し、冬季だけでなくエアコンなど電気代の負担が増える夏季についても法外援護事業として手当を実施すること。また法外援護事業を縮小しないこと。
- ・『自立相談支援センター』の窓口において、生活保護等の説明を必ず行うこと。
- ・自立相談支援センターでの『中間的就労』が最賃以下とならないようにすること。
- ・『生活困窮者自立支援法』のもと実施される事業は、派遣会社に委託しないこと。

○生活支援

- ・高等学校等にかかる教育費に対し、義務教育の就学援助に代わる制度をつくること。
- ・現在の福祉修学資金制度を改善し、利用要件を緩和すること。
- ・奨学資金貸付基金の活用を促進するため、必要な改善を求める。

○障害者福祉

- ・重度重複障害者の入所型生活介護施設を整備すること。
- ・新たな難病法に基づき、地域支援ネットワーク組織『難病対策地域協議会』を保健所ごとに設置すること。
- ・難病患者も障害者の福祉サービスが利用できるよう、国及び都に働きかけること。また、区としても実施すること。
- ・難病患者にも都営交通無料乗車券の発行を東京都に働きかけること。
- ・区役所周辺に2カ所目の障害者福祉センターの設置を計画すること。
- ・「子ども発達支援センター」の対象年齢を新たにできる発達障害者支援センター設置までの間、1

8歳まで引き上げること。

- ・まへの福祉作業所の建て替えを検討すること。
- ・障害者福祉施策は原則無料とするため、区独自の軽減を図ること。
- ・福祉園の新設・増設計画を立てること。
- ・区立福祉園は定員を守り、詰め込まないこと。
- ・障害児等の放課後デイサービス事業を無料にすること。
- ・障害児者の緊急一時保護施設の増設を行うこと。
- ・板橋キャンパス再編整備計画に、引き続き高齢者及び障害者の福祉施設を併設できるよう東京都に働きかけ、設置すること。
- ・JHCのソーシャルハウス事業への支援の継続、過渡的雇用先の拡充を図ること。

○介護保険・高齢者福祉

- ・新たな介護保険制度改定のもとでも、介護認定申請を原則受け付けること。
- ・特養ホームの待機者で要介護1、2の要介護者とその家族に対する支援策を実施すること。
- ・特養ホームの居室料に対し、区独自の負担軽減策を行うこと。
- ・重度の要介護者を在宅で介護している家族に対し、介護手当を支給すること。
- ・各施設で行っている入浴・送迎に対し、区独自の上乗せ補助を行うこと。また、宿直職員の手当を上乗せすること。
- ・敬老入浴事業の対象年齢を65歳に拡大すること。また、入浴券の回数を増やすこと。
- ・『いこいの家』の入浴事業を継続すること。また、新たな総合事業の一つの受け皿として充実させること。
- ・地域包括支援センターの職員を増やすこと。また、必要な専有面積を保障できるよう、早急に計画を立てて進めること。
- ・ふれあい館の有料化による影響を調査し、実績減の場合は、無料に戻すこと。
- ・シルバーパスを、70歳以上の障害者も利用できるよう、都に要望すること。また、コミュニティバスは70歳以上の障害者がシルバーパスを利用できるようにすること。

○児童福祉

- ・保育料の値上げを行わないこと。
- ・認可保育園の待機児解消のために、分園含む認可保育園の増設計画をさらに増やすこと。
- ・認可保育園の新增設のために、公有地の活用を積極的に進めること。

- ・認可保育園の職員配置基準を守ること。民間の保育士不足に対応するため、民間保育園への補助を拡大すること。
- ・区立保育園において、0歳児及び要支援児の長時間保育に必要な人員を配置すること。
- ・区立保育園の民営化はやめること。
- ・認可保育園の保育料を引き下げること。
- ・認可外保育施設（認証、保育室、条件を満たしたベビーホテル）に通う乳幼児への保育料助成額を引き上げ、認可園保育料との格差を改善すること。
- ・今後も、保育園の入所希望及び待機児童の詳細を把握し、公表すること。
- ・小規模保育所はA型を基本とすること。
- ・小規模保育所において、看護師が配置できるよう加算を上乗せすること。また、区として希望する施設に対し、看護師を巡回派遣すること。
- ・連携保育所の設定は事業者任せとせず、区が主体的にかかわること。また区立園は連携施設とすること。
- ・すべての障害児が入園できるよう、必要な対策を図るとともに、正規職員の加配、及び非常勤を含むすべての職員の研修を実施すること。
- ・家庭福祉員及び小規模保育所の保育料は区が徴収すること。
- ・家庭福祉員が安心して保育できるよう、休暇保障、認可保育園との連携などの改善を図ること。
- ・給食提供ができない家庭福祉員に対し、保育事業が継続できるよう、何らかの対策を講じること。
- ・私立保育園に対し、保育職員の処遇改善を図ること。また、一時的に保育士の欠員が発生した場合などに備え、区が保育士を派遣する仕組みを構築すること。
- ・あいキッズの正規職員を増やすため、運営委託費を増額すること。また、職員研修を事業者任せにせず、区としても実施すること。
- ・あいキッズにおいても、学童保育機能を守ること。特に、キラキラタイム利用児童の安定した生活環境を保障するため、専用室を確保すること。
- ・あいキッズの学童機能について、サンサンタイムの児童も対象とすること。
- ・児童館は、乳幼児親子以外の対象児童が利用できるよう、プログラムの改善や安全な遊び場を確保すること。また、夜間も開放すること。
- ・屋外における安全な子どもの遊び場を確保し提供するため、区立公園での見守り体制を検討すること。

- ・子ども家庭支援センターの体制強化のため人員増をはかること。
- ・子ども医療費助成を高校生まで拡大すること
- ・乳幼児医療費の入院時食事代への助成を行うこと。

3、医療・保健衛生の充実を

○医療

- ・高島平健康福祉センターは仮設ではなく本建設を急ぐこと。
- ・国に対し、後期高齢者医療制度における保険料軽減策の中止をしないよう強く求めること。
- ・東京都に対し、大気汚染医療費助成制度の存続を強く求め、対象疾病の拡充を求めること。また国の制度として公健法とは別に大気汚染による患者に対し「新しい救済制度の創設」を行うよう強く求めること。国が制度を創設するまでの間、区が独自の救済制度を創設すること。
- ・高すぎる国民健康保険料の板橋区独自の引き下げを検討すること。当面、区独自の保険料減免・減額制度を実施すること。
- ・国民健康保険における資格証発行を取りやめること。特に、継続した医療を必要としている難病患者などへの発行はただちにやめること。
- ・難病患者のパルスオキシメーターを日常生活用具の助成対象とすること。
- ・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の滞納世帯に対して、一律的な取り立て強化はやめること。また生活実態の把握など、職員自ら訪問調査による暮らし全般の把握に努め、必要な場合は生活保護や法律相談など関係機関につなげること。
- ・75歳以上の医療費の無料化、65歳から74歳までの医療費負担軽減事業を行うこと。
- ・75歳以上の入院費の区独自の医療費助成を行うこと。

○保健衛生

- ・高齢者に対するインフルエンザ予防接種、肺炎球菌ワクチンへの全額助成を実施すること。
- ・健診事業に、新たな自己負担の導入はしないこと。
- ・産後1か月健診への助成を実施すること。
- ・25歳以上の区民健診を行うこと。

4、区民の命と財産を守る防災対策を

- ・災害対策基金条例を改正し、予防対策に活用すること。
- ・避難所について、熊本地震等の教訓を生かし、必要な改善を図ること。
- ・二次避難所となっている区立福祉園などの備蓄は、障害者が必要とする必需品を備えること。また、救急隊などが服薬などの情報を把握できるよう対策を講ずること。
- ・避難行動要援護者名簿および災害医療連携会議に難病患者を位置づけること。

- ・木造の一般個人住宅に対する耐震診断、耐震補強工事の助成制度の対象を、さらに拡大し、助成額を引き上げること。また障害者、高齢者、在宅療養の人、低所得者に対して、全額助成を行うこと。
- ・家具転倒防止金具取り付け工事助成制度の対象者の拡大と、助成額の引き上げを実施し、普及計画を明確にした取り組みを行うこと。
- ・感震ブレーカー設置促進を図るため、設置に対する補助制度を創設すること。

5、被災地・被災者支援を

- ・被災地と区民との交流事業の更なる充実をはかること。
- ・被災地・被災者への支援を継続すること。

6、区内の中小業者の営業支援・雇用対策の強化を

- ・プレミアム付き商品券の発行を継続すること。
- ・中小企業向けの緊急融資を、経営相談とあわせて15年返済、据え置き3年など要件緩和を拡充すること。
- ・融資の審査において、税金及び社会保険料完納を要件としないこと。
- ・中小零細の工場や商店の固定経費(家具や設備費)への補助を行なうこと。
- ・区内企業および事業者に対し、雇用継続、新規採用への支援を図ること。
- ・商店のリニューアル助成制度について、実施している自治体を調査するなど、実施に向けた検討を行うこと。
- ・住宅リフォーム助成制度を再構築すること。
- ・物価統制令で料金が決められている公衆浴場への支援として、消費税は非課税とするよう国に求めること。
- ・浴場の空白地域に新設ができるよう、用地確保、事業者の誘致などを行うこと。
- ・公衆浴場の設備費用助成制度を申請しやすくし、助成額を引き上げること。

7、区民の声に寄り添う、環境・住まい・まちづくりを

- ・原発再稼働に反対し、再生可能エネルギーの普及に努めること。
- ・大規模建築物の緑化スペースを増やすため要綱改正をすすめること。
- ・区営住宅、高齢者住宅の新・増設計画をもつこと。
- ・民間賃貸住宅に暮らす低所得世帯に対し、家賃助成を行うこと。
- ・サービス付き高齢者住宅への家賃助成を行うこと。
- ・コミュニティーバスの新たな路線を実現すること。コミュニティーバスの乗車料金は1回100円とすること。

- ・駅前自転車駐車を新・増設すること。その際、必ず当日利用のスペースを確保すること。
- ・都市農業を継承できるよう必要な施策を行うこと。
- ・補助26号線ありきのまちづくりとならないようにすると同時に、大山のまちづくりは地権者・居住者・地域住民との合意をもとにすすめること。
- ・JR板橋駅前B用地を含めた開発計画は、地域住民、地権者、地元商店街、西口再開発準備組合など関係者の合意をもとにすすめること。
- ・JR板橋駅のエレベーターを仮設でも早急に設置すること。
- ・JR板橋駅前、旧大山小跡地、旧高島第七小跡地など、区有地活用計画は、区営住宅、特養ホーム、認可保育園など、公共施設を整備すること。

8、教育の充実を

- ・教育委員会は政治的中立の立場を堅持すること。
- ・学校での暴力を一掃すること。
- ・いじめをなくすために、厳罰化や指導強化で対応するのではなく、教職員が子どもに寄り添うことができる体制づくりを進めること。
- ・小規模校の廃校を前提とする「魅力ある学校づくりプラン」は見直すこと。
- ・板橋第9小学校は廃校しないこと。
- ・生活保護基準の基準引き下げを就学援助に影響させない措置について、継続すること。
- ・学校医に指示されたメガネ、コンタクトレンズ代を就学援助の対象とすること。
- ・就学援助の対象項目に、国のガイドラインが示す、小中学校のPTA会費、中学校の生徒会費、クラブ活動費を加えること。
- ・区立小中学校のすべての学年で、35人以下学級を独自に実施すること。
- ・学用品や学校給食費などの保護者負担を解消すること。
- ・学校図書館司書の日数、時間を増やすこと。
- ・学校図書蔵書の基本蔵書数を満たしていない学校に対して、図書購入費の増額を図ること。
- ・特別支援教室の拠点校を増やすこと。
- ・日本語学級の学習環境を改善すること。教材、指導内容などについて教員へのバックアップの体制を確立すること。
- ・教育相談所は、全区5地域程度に配置し、機能の充実を図ること。
- ・教育支援センターのソーシャルワーカーを増やすこと。
- ・区立図書館は指定管理者制度をやめ、直営に切り替えること。
- ・図書館行政全体を見直し、空白地域の解消を図ること。
- ・中央図書館のあり方について、住民、利用者を含めた検討を行うこと。

9、スポーツ・文化の発展を

- ・区立体育館の指定管理者と区スポーツ振興課、利用者との三者協議会を設置し、よりよい施設利用方法と運営方法ができるように話し合いの場を保障すること。
- ・区立体育館のプール利用について、1時間単位の利用料の設定や個人利用のレーンの確保等、運用の改善を図ること。
- ・青少年のスポーツクラブを支援すること。また、指導者、審判員の育成に取り組むこと。
- ・区内の音楽団体や文化活動団体への補助金額を元に戻すこと。
- ・グリーンホールの駐輪場を増設すること。
- ・教育委員会登録団体については、学校施設開放を無料に戻すこと。

10、平和都市宣言を生かして

- ・平和都市宣言の精神にのっとり憲法擁護の立場を貫くこと。
- ・自衛官募集について、住民基本台帳による情報提供のあり方を見直すこと。また、適齢者情報の抽出閲覧の協力要請に応じないこと。
- ・ヘイトスピーチ対策法に基づき、あらゆる差別を許さない姿勢を表明すること。
- ・平和市長会議に参加する首長に対し、広島・長崎の平和記念式典への参列を呼びかけること。

以上